

「さいたま市中小企業融資」がさらに利用しやすくなりました

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内中小企業者や創業者の皆様の資金調達を支援するため「緊急特別資金融資」、「中小企業小口資金融資」、「創業支援資金融資」の利率などを見直し、より利用しやすくしました。

●融資総額枠：150億円

●申込期間：

「緊急特別資金融資」 令和2年11月2日(月)～令和3年3月31日(水)

「中小企業小口資金融資」
「創業支援資金融資」 } 令和2年11月2日(月)～

	緊急特別資金融資	中小企業小口資金融資	創業支援資金融資
申請限度額	3,000万円から 8,000万円に引上げ	2,000万円 (変更なし)	2,000万円 (変更なし)
返済期間	7年以内から 10年以内に延長	運転資金10年以内 設備資金12年以内 (変更なし)	運転資金10年以内 設備資金10年以内 (変更なし)
据置期間	1年以内から 5年以内に延長	1年以内(変更なし)	1年以内(変更なし)
利率	年0.8%から年0.7% に引き下げ	年1.2%から年0.6% に引き下げ	年0.8%から年0.6% に引き下げ
借換	運転資金について、 過去の本市の「緊急特別 資金融資」だけでなく「中 口資金融資」、「特別中口 資金融資」についても借 換可能	運転資金について、 過去の本市の「小口資金融 資」について借換可能	不可(変更なし)